

Ⅳ 良質な個別サービスの実施(保育所)

【 評 価 項 目 】			a	b	c	Na
A-1 保育所保育の基本						
(1) 養護と教育の一体的展開						
1	1	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達課程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	○			
2	2	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	○			
3	3	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	○			
4	4	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	○			
5	5	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	○			
(特に評価が高い点) 保育課程は、保育所保育指針にそってクラス担任が前年度のクラス担任と相談しながら立て、主任・園長に提出し、年度末に見直し等の検討が行われるという手順で編成されている。各クラスの保育内容や方法、環境整備についても、家庭的で保育者とのスキンシップが図れるような配慮をすると共に、年齢に応じた活動や社会性の育みに留意しながら養護と教育を基本とした保育活動を展開されています。 小学校との連携についても園長を中心として頻繁に行われています。						

(2) 環境を通して行う保育						
6	1	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	○			
7	2	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	○			
8	3	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	○			
9	4	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	○			
10	5	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	○			
(特に評価が高い点) 居室・廊下・遊戯室・運動場すべてにおいてゆったりと設計されていて、定員に対してたいへん落ち着いた雰囲気での保育ができる環境が整っています。保育室全体が明るく、採光にも配慮されています。設備の管理や清掃が行き届き清潔が保たれています。 子どもが利用しやすい手洗い場やトイレが設置される等、安全への工夫がなされています。						

(3) 職員の資質向上						
11	1	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	○			
(特に評価が高い点) クラスごとに保育実践や保護者との対応等、その日のことを反省し合ったことを基に週案を立て、園長に提出しています。また、保育士全員が12月に自己評価を行い保育の改善に取り組んでいます。						

【 評 価 項 目 】			a	b	c	Na
A-2 子どもの生活と発達						
(1) 生活と発達の連続性						
12	1	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	○			
13	2	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	○			
14	3	長時間にわたる保育のため環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	○			
(特に評価が高い点) 朝の送迎時に、保護者から子どもの様子を聞くと共に視診を行なわれています。保育時間が長時間であるため、子どもの様子についての伝達はメモし、次の保育者に伝達すると共に、気になることがあれば園長に必ず報告することが徹底されています。 障害のある子どもへの対応については、全員で情報を共有し、研修を受け職員会議等で復命を実施しています。延長保育時は、できるだけ1対1で関わるように配慮されています。 (改善が求められる点) 延長保育になると1か所の保育室で保育をすることになり、その関係上保育室に隣接しているトイレ(仕切りのないトイレ)の使用になります。年長児は自分のクラスが使うトイレに行くよう配慮されていますが、検討や工夫が求められます。 延長保育を受ける子どもの軽食の内容が献立表に記載されていないので、工夫されてみてはいかがでしょうか。						

(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場						
15	1	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	○			
16	2	食事を楽しむことができる工夫をしている。	○			
17	3	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	○			
18	4	健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	○			
(特に評価が高い点) 毎日の健康管理の手順は確立されていて、実施が徹底されています。また、子どもには日ごろから「我慢しない」ことを伝え、子どもからも健康状態が職員に伝えられるよう働きかけておられます。 食育日案作成等、食育の取組は計画的に行われています。給食外部委託業者と園長とで毎月1回の給食検討会を実施し、情報交換等しながら密に連携をされています。						

(3) 健康及び安全の実施体制						
19	1	アレルギー疾患、慢性疾患をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	○			
20	2	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	○			
(特に評価が高い点) アレルギーについては、主治医から書面で指示を受けて対応をされています。毎日の除去食については、除去食用の様式(毎日の食数も記入する欄がある)に記入し、毎日の食数を伝える時に「今日はアレルギーの子どもがいます。」と口頭で伝える手順が確立されています。外部委託業者との連携を園長が担当し、衛生管理を徹底して行っています。						

【 評 価 項 目 】			a	b	c	Na
A-3 保護者に対する支援						
(1) 家庭と緊密な連携						
21	1	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	○			
22	2	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	○			
23	3	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	○			
24	4	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	○			
(特に評価が高い点) 日常的な情報交換に加えて、気になる子どもや対応が難しい事例については園長にすべて報告され、園長が対応することが手順として確立されています。参加型の参観日を設定し、保育活動等について保護者がより理解できるような工夫をされています。 (改善が求められる点) 子どもの身体状態についての観察は日々の保育の中で充分されていて、気になる子どもについては園長に報告し対応がとられています。虐待への対応についての研修をこれから実施するということなので、さらなる具体的な取組への実施に期待します。						